

1. 議事日程第1号

(平成21年第12回大口町議会定例会)

平成21年12月2日
午前9時30分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから議案第97号 固定資産評価員の選任についてまで(提案説明)
日程第5 議案第96号 大口町副町長の選任について(質疑・討論・採決)
日程第6 議員提出議案第10号 大口中学校の「教科センター方式」における要望書提出について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	教 育 長	長 屋 孝 成
地域協働部長	大 森 滋	健康福祉部長	村 田 貞 俊

建設部長 兼都市整備課長	近藤定昭	総務部長 兼政策推進課長	近藤則義
生涯教育部長	三輪恒久	会計管理者	星野健一

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島幹久	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、ただいまから平成21年第12回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番 田中一成議員、3番 柘植満議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

愛知県司法書士会会長 磯貝勇壽氏ほか2名より「改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書」、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者 徳田秋氏より「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」、愛知県保険医協会理事長 荻野高敏氏より「細菌性髄膜炎の予防接種に関する陳情書」の3件の陳情書が提出されましたので、所管の文教福祉常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第88号から議案第97号までについて（提案説明）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから議案第97号 固定資産評価員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程させていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてであります。国家公務員に準じた職員の勤務時間の改正のため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。平成22年1月4日に三好町が名称を変更し、市制を施行するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出それぞれ3億4,938万4,000円を減額し、総額92億9,158万6,000円とするものであります。

次に、議案第91号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ112万円を追加し、総額1億4,072万円とするものであります。

次に、議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳出の款の間の補正であります。

次に、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。小坂井町を脱退させることなどに伴う規約の変更を協議するためであります。

次に、議案第94号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。平成22年1月4日に三好町が名称を変更し、市制を施行すること及び同年2月1日小坂井町を廃し、豊川市へ編入することにより、規約の一部を変更する必要があるからであります。

次に、議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約の変更についてであります。設計変更に伴い、請負契約を変更するものであります。

次に、議案第96号 大口町副町長の選任についてであります。現在不在の副町長に、丹羽郡

大口町奈良子三丁目58番地、昭和28年7月17日生まれ、大森滋氏を、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第97号 固定資産評価員の選任についてであります。固定資産評価員 森進の辞任に伴い、大口町大字小口字下之段13番地1、昭和25年12月9日生まれ、近藤則義氏を後任に選任するもので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、大森滋氏並びに近藤則義氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

議長（齊木一三君） 議案第88号から議案第90号までについて、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）まで、順次その内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の条例改正は、国家公務員に準じた職員の勤務時間の改正を実施することに伴い、勤務時間を1日8時間から7時間45分に改定するもので、条例の一部改正はこれに準じた改正内容となっています。改正の方法につきましては、それぞれの条例の一部改正を一つの改正条例で改正を行うものであります。以下、改正文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。第1条、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条は、1週間の勤務時間を規定しております。第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3項は、再任用短時間勤務職員について規定しております。同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第4項は、任期付短時間勤務職員について規定しております。同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条は、勤務時間の割り振りについて規定しております。第3条第2項中「8時間」を

「7時間45分」に改める。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正。第2条、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条は、時間外勤務手当を規定しております。第16条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第3条、大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

附則第1項、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。第2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。以下「改正法」という。）第4条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「新地方公務員育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をするため、新地方公務員育児休業法第10条第3項の規定による承認又は新地方公務員育児休業法第11条第2項において準用する新地方公務員育児休業法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新地方公務員育児休業法第10条第2項又は第11条第1項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

第3項、この条例の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の新地方公務員育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

なお、3ページから5ページには新旧対照表を、6ページには勤務時間等改正の概要（参考資料）をそれぞれ添付いたしましたので、後ほど御参照ください。

それから、誤りがありましたので御訂正をお願いしたいと思います。

最後の表でございます。勤務時間等改正の概要の参考資料の1番の（1）の括弧内でございます。給与条例第2条とあります。それから次に（2）の括弧内、給与条例第6条となっておりますが、いずれも勤務時間、休暇等の誤りでございましたので、御訂正ください。大変失礼いたしました。

以上で、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第89号 大口市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

大口市職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、平成22年1月4日に「西加茂郡三好町」が名称変更し、ひらがなの「みよし市」として市制を施行することに伴うためであります。

別表第2のま行の項中「三好町」を「みよし市」に改める。

2 ページは新旧対照表であります。

附則、この条例は、平成22年1月4日から施行する。

以上で、議案第89号 大口市職員等の旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第90号 平成21年度大口市一般会計補正予算（第7号）について、その内容の説明をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお願いします。

第2表、地方債補正、起債の目的、北小学校建設事業、補正前の限度額9億円を2億7,850万円減の、補正後の限度額6億2,150万円に改めるものであります。内容といたしましては、大規模改修工事の起債を計画いたしました但、請負工事費が予定より少額で済んだために起債対象額が減少したため、さらに国庫補助金の補助内容の見直しにより耐震補強工事等が認められたためによるものであります。

それでは、事項別明細書8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入、款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目2.教育費国庫負担金、補正額として835万円の追加で、補助事業内容が確定したことに伴い追加をお願いするものであります。

項2.国庫補助金、目4.教育費国庫補助金、補正額として1億9,789万8,000円の追加であります。その内容は、まず節3.中学校費補助金の安全・安心な学校づくり交付金は、7月補正にて補助率7分の2で863万8,000円を計上いたしました但、補助事業の見直しにより、安全・安心な学校づくり交付金を全額減額し、節1.学校情報通信技術環境整備事業費補助金で計上するよう指導があったため、2,192万9,000円追加するものであります。なお、学校情報通信技術補助金の補助率は2分の1で、補助率がふえており、補助対象上限額についても上限がなくなったため、合わせて増額となりました。

次に、節2.小学校費補助金の安全・安心な学校づくり交付金1億8,460万7,000円の追加につ

きましては、当初予算で既設校舎の大規模改修として5,714万2,000円計上しましたが、補助内容の見直しにより耐震補強等が認められたため、追加するものであります。

項6.農業費国庫補助金、補正額として34万4,000円の計上で、その内容は農地等整備・保全推進事業費補助金の計上であります。

款14.県支出金、項1.県負担金、目1.民生費県負担金、補正額として83万9,000円の追加で、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の追加であります。

項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として499万6,000円の追加であります。その内容は、障がい者福祉費補助金で地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金34万8,000円の計上であります。福祉医療費補助金で、子ども医療費補助金387万1,000円と、子ども医療費支給事務費補助金7万8,000円をそれぞれ追加するものです。子ども医療費扶助費の増に伴う県補助金の増加であります。児童福祉費補助金で子育て支援対策基金事業費補助金69万9,000円の計上で、県の安心子ども基金の設置による加湿器設置補助であります。

目3.衛生費県補助金、補正額として416万円の新規計上で、新型インフルエンザワクチン接種事業費補助金の計上であります。

目5.農業費県補助金、補正額として856万9,000円の減額で、国の事業見直しによる単独土地改良事業費補助金の減であります。

目8.消防費県補助金、補正額として502万円の計上で、全国瞬時警報システム整備費補助金の計上であります。

10ページ、11ページをお願いします。

款15.財産収入、項2.財産売払収入、目1.不動産売払収入、補正額として1,173万9,000円の追加であります。その内容は、秋田、大屋敷、下小口地内3カ所の普通財産売り払い収入であります。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目3.学校施設整備事業基金繰入金、補正額として3億2,540万7,000円の減額であります。その内容は、3ページの地方債補正で説明いたしましたが、請負工事費が予定より少額で済んだため、さらに国庫補助金の補助内容の見直しにより耐震補強工事等が認められたため、基金繰入金を減額するものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として2,974万6,000円の計上で、合瀬川の八幡橋から合瀬大橋間の左岸側の改修関連公共補償費の計上であります。

款20.項1.町債、目1.教育債、補正額として2億7,850万円の減額で、北小学校建設事業債の減であります。

12ページ、13ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目5.財政調整基金費、補正額として1,174万円の追加

であります。その内容は、歳入で説明いたしましたが、普通財産売り払い収入全額を積み立てるものであります。

目7.電子計算費、補正額として230万円の追加であります。その内容は、年金特徴のシステム変更のため電算システム開発委託料を追加するものであります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目3.障がい者福祉費、補正額として34万8,000円の計上であります。その内容は、民生費補助金で同額補助を計上、自殺対策用パンフレットを作成するものであります。

目4.福祉医療費、補正額として1,661万9,000円の追加であります。その内容は、子ども医療費扶助費1,518万4,000円の追加であります。20年度と比べ医療費が大幅に増加しており、今後さらに新型インフルエンザ等の医療費の増加が見込まれ追加することと、後期高齢者医療特別会計への繰出金112万円の追加であります。

項2.児童福祉費、目3.児童センター費、補正額として16万7,000円の増額で、その内容は北児童クラブの移動に伴う児童クラブ用備品等であります。

14ページ、15ページをお願いします。

目4.保育園費、補正額として52万5,000円の増額であります。その内容は、保育用備品購入費69万9,000円の追加は、民生費県補助事業で、同額にて4園に加湿器を設置するものであります。また、中保育園下水道接続工事設計委託料17万4,000円は、設計を職員が行い、委託発注しなかったため減額するものです。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目2.予防費、補正額として555万円の計上であります。その内容は、高齢者など優先接種者のうち低所得者についてワクチン接種費用を助成するもので、町は4分の1の負担であります。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費、補正額として314万2,000円の減額で、その内容は江南丹羽環境管理組合負担金の減額です。

目2.循環型社会形成費、補正額として318万円の追加であります。その内容は、町民に施設が広く周知され、搬入量が昨年同期と比べ大幅に増加しているため、追加するものであります。

16ページ、17ページをお願いします。

款6.項1.農業費、目4.農地費、補正額として1,298万8,000円の減額であります。その内容は、国の事業見直しにより農道、農業用排水安全対策等施設整備工事費1,300万円を減額するものであります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費、補正額として2,974万6,000円の追加であります。その内容は、歳入、款19.諸収入、項3.目4.雑入、土木費雑入で計上しました合瀬川改修関連公共補償費で、八幡橋から合瀬大橋間の左岸側の道路用地購入費で

あります。

項4.都市計画費、目7.下水道費、補正額として1,000万円の減額であります。その内容は、郷浦排水路整備で雨水排水路改修工事区間の見直しによる減額であります。

款9.項1.消防費、目3.災害対策費、補正額として524万7,000円の計上であります。その内容は、全国瞬時警報システム、Jアラートの更新工事を行うものであります。

18ページ、19ページをお願いします。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、補正額として256万5,000円の減額であります。その内容は、学校サポート事業に従事されることとなったためスクールネット事業嘱託員報酬105万円を減額することと、7月補正で電子計算機器を購入することとしたことによりリース期間を変更したため、151万5,000円を減額するものであります。

目3.学校施設整備事業基金費、補正額として3,251万4,000円の追加であります。その内容は、学校工事関係ほか、執行残などを全額積み立てるものであります。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として1,000万3,000円の減額であります。その内容は、7月補正で電子計算機器を購入することとしたことによりリース期間を変更したため、567万9,000円を減額することと、西小学校正門設置及び附帯工事が完了したため、執行残432万4,000円を減額するものであります。

目3.学校建設費、補正額として4億2,251万8,000円の減額であります。その内容は、西小学校校舎耐震補強工事設計業務委託料の456万8,000円の減は、当初1階と2階を施工する計画であったが、1階部分は施工しなくてよくなったためと、南小学校整備調査委託料700万円の減は、9月補正で計上しました1,440万6,000円のうち、PFI可能性調査費を減額するものであります。北小学校建設工事費4億1,100万円の減額は、第1工区、第2工区の請負残を減額するものであります。

20ページ、21ページをお願いします。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として389万6,000円の追加であります。その内容は、22年度までリース期間が残っている電子計算機器を21年度で繰り上げて支払うためであります。

なお、参考資料といたしまして、22ページには地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しましたので、後ほど御参照してください。

以上で、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第7号)の説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) 御苦労さまでした。

続いて議案第91号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。議長さんの指名を受けましたので、議案第91号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.保険基盤安定繰入金、補正額としましては112万円の増額で、その内容につきましては、後期高齢者の被保険者に係る保険料を軽減した額について、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を一般会計から特別会計に繰り入れるものであり、平成21年度の保険基盤安定負担金の額が1,811万9,914円となり、当初予算1,700万円の不足額を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出の説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

款1.後期高齢者医療広域連合納付金、項1.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額の内容につきましては、平成21年度の後期高齢者の被保険者に係る保険料の軽減額が先ほど申し上げました金額となっております。それに対する当初予算1,700万円の不足額112万円を愛知県後期高齢者医療広域連合に納付するため、追加するものであります。

以上で、議案第91号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

議長（齊木一三君） 続いて議案第92号について、建設部長、説明願います。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 改めて、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

3.歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目2.維持管理費、補正額といたしまして514万5,000円の増額であります。内容といたしましては、五条川左岸浄化センターへの流入量が、当初見込みました数量より増加が見込まれるため、追加するものであります。

款2.下水道建設費、項1.下水道建設費、目1.下水道建設費、内容につきましては、特定環境保全公共下水道整備に伴う、現況測量調査及び実施設計委託業務の入札執行残の514万5,000円を減額するものであります。

以上で、議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第93号について、総務部長、説明を願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約。

第1条、愛知県市町村職員退職手当組規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組規約第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、議案第89号で説明いたしましたように、平成22年1月4日に西加茂郡三好町が名称変更し、平仮名の「みよし市」として市制を施行することに伴うため及び市町の配置分合に伴い、平成22年1月31日をもってその区域が豊川市に編入されることにより、愛知県宝飯郡小坂井町を脱退させるための改正であります。

以下、改正文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

別表第1中「弥富市」を「弥富市 みよし市」に、「幸田町 三好町」を「幸田町」に改める。

別表第2中「三好町」を「みよし市」に改める。

第2条、愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

別表第1中「豊根村 小坂井町」を「豊根村」に改める。

別表第2を次のように改める。別表第2（第5条関係）、議員の選挙区、定数、選挙区の組合市町村につきましては、表のとおりであります。

附則第1項、この規約は、平成22年1月4日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年2月1日から施行する。

第2項、第2条の規定による改正後の愛知県市町村職員退職手当組規約別表第2の規定は、平成22年2月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。

以上で、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第94号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第94号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のよう

に改正する。

別表第2の10の項中「三好町」を「みよし市」に改め、同表の12の項中「、小坂井町」を削る。

今回の一部改正についての内容につきましては、西加茂郡三好町につきましては平成22年1月4日に市制を施行し、名称をみよし市とするものであります。宝飯郡小坂井町につきましては、平成22年2月1日に市町村合併によって豊川市に編入されるものであります。

附則第1項、この規約は、平成22年1月4日から施行する。ただし、別表第2の12の項の改正規定は、同年2月1日から施行する。

第2項、この規約の施行の際現に愛知県後期高齢者医療広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）である者は、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第2に掲げる選挙区市町村から選挙により選出された広域連合議員とみなす。

以上で、議案第94号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第95号について、生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長さんのお許しをいただきましたので、議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約の変更については、本年6月11日に、制限つき一般競争入札を執行し、東亜建設工業株式会社名古屋支店に落札、6月17日の議会最終日に契約金額11億7,452万4,750円の契約議決をいただきました。今議会に上程させていただきますのは、旧校舎の改修を施工するため既設のダクトを撤去したところ、ダクトのつなぎ部分にアスベストが使用されていることが確認されたため、これを撤去処理する費用が必要となり、請負に変更が生じ、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、本議会にお願いするものであります。

1．契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）。2．契約金額、変更前、金11億7,452万4,750円。変更後、金11億7,727万9,950円。3．契約の相手方、名古屋市中区錦三丁目4番6号、東亜建設工業株式会社名古屋支店、支店長石井湧太郎。

なお、変更設計内訳表を添付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

議長（齊木一三君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

議案第96号について（質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 続きまして、日程第5、議案第96号 大口町副町長の選任についてを議題といたします。

この議案につきましては、行政執行上、急を要する議案であります。そのため、先月24日の議会運営委員会においても、議会初日に質疑・討論・採決を行うことを決定しておりますので、御報告いたします。

ただいまから、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

暫時休憩します。

（午前10時21分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時22分）

議長（齊木一三君） 議案第96号 大口町副町長の選任について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第96号 大口町副町長の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第96号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

（午前10時23分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時23分）

議員提出議案第10号について（提案説明・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第6、議員提出議案第10号 大口中学校の「教科センター方式」における要望書提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

木野議員。

12番（木野春徳君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、朗読をもって議員提出議案の提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第10号

大口中学校の「教科センター方式」における要望書提出について
別紙要望書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年12月2日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	吉田正
〃	大口町議会議員	岡孝夫
〃	大口町議会議員	宮田和美
〃	大口町議会議員	丹羽勉
〃	大口町議会議員	鈴木喜博
〃	大口町議会議員	酒井久和

大口中学校の「教科センター方式」における要望書

現在大口中学校で取り入れられている「教科センター方式」については、平成16年度に中学校統合に向けた「明日の学校づくりプロジェクト」と「明日の学校づくり検討委員会」を立ち上げ、平成18年7月には統合中学校開設準備委員会を発足させ、人事やカリキュラムなどのソフト面と建設両面にわたって議論を重ねた結果であることは大口町議会も十分理解していることである。

しかしながら、大口町PTA連絡協議会会長より、町議会議長に教科センター方式を撤廃するよう陳情書が提出された。

教育課程、学習指導については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定して

いるとおり教育委員会の職務権限であり、議会として是非を意見するものではない。しかしながら、「教科センター方式」による学校運営は新しい方式であり、開校当初、生徒及び保護者に戸惑いがあったことも事実である。今後、教科センター方式による学校運営の成果及び課題を検証しながら、改善・工夫への取り組みをするとともに、学校運営の様子を広く保護者へ情報提供し、話し合いをしながら進めていくことを要望する。

平成21年12月2日

大口町議会

(提出先)

大口町教育委員会 委員長 丹羽茂文 様

以上であります。

議長(齊木一三君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案については、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

議員提出議案第10号 大口中学校の「教科センター方式」における要望書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第10号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は議案精読のため休会とし、12月4日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日3日木曜日の正午となっておりますので、時間厳守をお願いいたします。本日は御苦労さまでございました。

(午前10時28分)

